

報告第11号

令和4年度一関市工業団地整備事業特別会計予算継続費の逡次繰越しの報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、令和4年度一関市工業団地整備事業特別会計予算のうち、別紙継続費繰越し計算書のとおり逡次繰越ししたから、同項の規定により報告する。

令和5年6月13日提出

一関市長 佐藤 善仁

令和4年度一関市継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度 通次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
1	工業団地整備事業費	工業団地整備事業	円 513,245,000	円 205,298,000	円 205,298,000	円 67,161,000	円 138,137,000	円 138,137,000	円 69,137,000	円 69,000,000			
合計			円 513,245,000	円 205,298,000	円 205,298,000	円 67,161,000	円 138,137,000	円 138,137,000	円 69,137,000	円 69,000,000			

報告第12号

令和4年度一関市一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定に基づき、令和4年度一関市一般会計予算のうち、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月13日提出

一関市長 佐藤 善仁

令和4年度一関市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円		
2 総務費	1 総務管理費	庁舎管理事業	35,000,000	32,878,000					32,878,000
		公共施設等総合管理計画推進事業	3,382,000	3,382,000	8,000		3,200,000		174,000
		中里市民センター整備事業	91,500,000	47,693,000			45,300,000		2,393,000
		公共施設等総合管理計画推進事業	34,673,000	34,673,000			34,600,000		73,000
		公共施設等総合管理計画推進事業	100,250,000	86,170,000	35,000		86,100,000		35,000
		公共施設等総合管理計画推進事業	28,734,000	19,791,000	66,000		5,200,000		14,525,000
3 民生費	1 社会福祉費	介護施設等整備事業費補助金	8,640,000	8,640,000		8,640,000			
	2 児童福祉費	子育て世帯臨時特別支援金給付事業	1,210,000	1,210,000				1,210,000	
		送迎用バス安全装置設置事業費補助金	2,200,000	2,200,000		2,200,000			
		子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	253,000	253,000				253,000	
4 衛生費	1 保健衛生費	保健センター施設管理事業	4,500,000	4,500,000				4,500,000	
	2 清掃費	公共施設等総合管理計画推進事業	9,658,000	9,658,000				9,658,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
6 農林水産業費	1 農業費	地域資源活用総合交流促進施設整備事業	127,451,000	127,451,000	60,000	51,016,000	44,100,000		32,275,000
		良質米安定産地づくり特別対策事業補助金	20,000,000	20,000,000					20,000,000
		肥料価格高騰対策給付事業	30,600,000	30,600,000					30,600,000
		食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費補助金	1,500,000,000	1,500,000,000		1,500,000,000			
		畜産環境対策総合支援事業費補助金	195,000,000	195,000,000		195,000,000			
		ため池ハザードマップ作成事業	11,140,000	11,140,000		11,100,000			40,000
		公共施設等総合管理計画推進事業	52,178,000	52,178,000	64,000		52,100,000		14,000
	2 林業費	市有林CO2オフセットクレジット取得事業	9,977,000	9,977,000					9,977,000
		特用林産施設等体制整備事業費補助金	4,721,000	3,841,000		3,815,000			26,000
		公有林整備事業	13,931,000	13,931,000		10,715,000		842,000	2,374,000
7 商工費	1 商工費	公共施設等総合管理計画推進事業	10,120,000	10,120,000			10,100,000	20,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持車両管理事業	11,000,000	11,000,000					11,000,000
		橋梁長寿命化事業	170,769,000	151,281,000		77,708,000	66,400,000		7,173,000
		狐禅寺大平線道路改良事業	120,000,000	74,490,000	65,000		74,400,000		25,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	2 道路橋梁費	松川駅館下線道路改良事業	59,711,000	59,619,000	58,000	19,557,000	40,000,000		4,000
	3 河川費	河川維持補修事業	10,600,000	1,000,000					1,000,000
10 教育費	2 小学校費	学校運営事業	12,000,000	12,000,000		6,000,000			6,000,000
		花泉地域統合小学校整備事業	173,907,000	152,801,000		16,671,000	136,000,000		130,000
	3 中学校費	公共施設等総合管理計画推進事業	18,577,000	13,517,000	8,000		13,500,000		9,000
		大東地域中学校再編整備事業	384,603,000	384,491,000		58,790,000	314,600,000		11,101,000
	4 幼稚園費	幼稚園運営事業	2,000,000	2,000,000		2,000,000			
11 災害復旧費	1 農林施設災害復旧費	令和4年農林施設災害復旧事業	151,092,000	74,456,000	32,000	29,741,000	10,100,000	498,000	34,085,000
		令和4年農地災害復旧事業	77,688,000	53,141,000		29,942,000	4,300,000	480,000	18,419,000
	2 公共土木施設災害復旧費	令和4年公共土木施設災害復旧事業	116,239,000	45,901,000	36,000	13,603,000	8,900,000		23,362,000
	3 文教施設災害復旧費	令和4年公立学校施設災害復旧事業	109,353,000	92,530,000		52,551,000	31,400,000		8,579,000
合 計			3,712,657,000	3,353,513,000	432,000	2,089,049,000	980,300,000	1,820,000	281,912,000

報告第13号

令和4年度一関市水道事業会計予算継続費の逡次繰越しの報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和4年度一関市水道事業会計予算のうち、別紙継続費繰越計算書のとおり逡次繰越ししたから、同項の規定により報告する。

令和5年6月13日提出

一関市長 佐藤 善仁

令和4年度一関市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に 係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰 越を要する棚 卸資産の購入 限度額
				予算計上額	前年度 繰越額	計				企業債	当年度 損益勘定 留保資金	
1 資本的支出	1 建設改良費	新本町配水池整備事 業	円 371,000,000	円 250,000,000	円	円 250,000,000	円	円 250,000,000	円	円 250,000,000	円	
合計			371,000,000	250,000,000		250,000,000	250,000,000	250,000,000		250,000,000		

報告第14号

令和4年度一関市水道事業会計予算の繰越しの報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき、令和4年度一関市水道事業会計予算のうち、別紙繰越計算書のとおり繰り越したから、同条第3項の規定により報告する。

令和5年6月13日提出

一関市長 佐藤 善仁

令和4年度一関市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	工事負担金	補助金	当年度損益勘定留保資金			
1	資本的支出	1	建設改良費	前堀浄水場水質計器更新工事	円	円	円	円	円	円	円	半導体の供給不足の影響から部品調達に期間を要し、年度内完了が困難となったため。
			12,367,300		12,367,300				12,367,300			
1	資本的支出	1	建設改良費	里前浄水場送水ポンプ更新工事	円	3,722,000	円	円	円	円	円	半導体の供給不足の影響から部品調達に期間を要し、年度内完了が困難となったため。
			9,905,500	3,722,000	6,183,500				6,183,500			
1	資本的支出	1	建設改良費	大森導水ポンプ場逆止弁等更新工事	円	円	円	円	円	円	円	原材料の供給不足の影響から部品調達に期間を要し、年度内完了が困難となったため。
			6,600,000		6,600,000				6,600,000			
1	資本的支出	1	建設改良費	小間木水源地No.1電動弁更新工事	円	円	円	円	円	円	円	半導体の供給不足の影響から部品調達に期間を要し、年度内完了が困難となったため。
			3,520,000		3,520,000				3,520,000			
合計			32,392,800	3,722,000	28,670,800				28,670,800			

報告第15号

令和4年度一関市下水道事業会計予算の繰越しの報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき、令和4年度一関市下水道事業会計予算のうち、別紙繰越計算書のとおり繰り越したから、同条第3項の規定により報告する。

令和5年6月13日提出

一関市長 佐藤 善仁

令和4年度一関市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	工事負担金	補助金	当年度損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	磐井川流域関連一関公共下水道山目1号幹線その2工事	円 69,077,000	円 26,752,000	円 42,325,000	円 20,000,000	円 2,282,000	円 20,020,000	円 23,000	円	円	設計業務における工法検討等に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
1 資本的支出	1 建設改良費	磐井川流域関連一関公共下水道神田地区枝線工事	円 4,037,000		円 4,037,000	円 4,000,000	円 37,000					私道内設置申請に係る関係者の調査に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
合計			円 73,114,000	円 26,752,000	円 46,362,000	円 24,000,000	円 2,319,000	円 20,020,000	円 23,000			

議案第42号

一関市公共施設等総合管理基金条例の制定について

一関市公共施設等総合管理基金条例を次のとおり制定する。

令和5年6月13日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市公共施設等総合管理基金条例

(設置)

第1条 公共施設等の総合的な管理に関する計画に基づく公共施設等（道路、橋りょう、上水道、下水道を除く。）の適正な配置又は長寿命化に関する事業（新たに整備を行う事業を除く。）に要する経費の財源に充てるため、一関市公共施設等総合管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、有価証券その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、設置の目的に従い使用する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

一関市一般職の職員に対する特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

一関市一般職の職員に対する特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月13日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市一般職の職員に対する特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

一関市一般職の職員に対する特殊勤務手当支給条例（平成17年一関市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～3 [略] <u>(防疫等作業手当の特例)</u> 4 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第2条の規定は適用しない。</u> 5 前項の手当の額は、作業1日につき3,000円（<u>新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）以内とする。</u></p>	<p>附 則 1～3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第44号

一 関市市税条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月13日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市市税条例の一部を改正する条例

一関市市税条例（平成17年一関市条例第46号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(種別割の税率)</p> <p>第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ [略]</p> <p>エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの_____を除外する。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ [略]</p> <p>エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車</u>を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) [略]</p>

<p>2 (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第35条の9 [略]</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は_____</p> <p>_____当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し_____、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する_____。</p> <p>3 [略]</p> <p>(個人の市民税の徴収の方法)</p> <p>第39条 個人の市民税は、第45条、第48条の2第1項、第48条の5又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第42条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び_____県民税額の合算額_____ (第48条第1項又は第48条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなつ</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第35条の9 [略]</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(個人の市民税の徴収の方法等)</p> <p>第39条 個人の市民税は、第45条、第48条の2第1項、第48条の5又は第53条の5の規定により_____特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により_____徴収する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p> <p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第42条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、<u>個人の県民税額及び森林環境税額の合算額</u> (第48条第1項又は第48条の6第1項の規定により_____徴収する場合にあっては特別徴収の方法により_____徴収されないこととなつ</p>
--	---

た金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第48条第1項又は第48条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第45条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に_____掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額_____

_____の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)・(2) [略]

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第37条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得

た金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第48条第1項又は第48条の6第1項の規定により_____徴収する場合にあっては特別徴収の方法により_____徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第45条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により_____徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には_____、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により_____徴収する。

(1)・(2) [略]

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には_____、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により_____特別徴収の方法により_____徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により_____徴収する。ただし、第37条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により_____徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により_____給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により_____徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により_____徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得

以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 [略]

5 納税義務者である給与所得者に対し、給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第183条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法によつて徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によつて個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があつた場合及びその事由

以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 [略]

5 納税義務者である給与所得者に対し、給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があつた場合及び当該納税

がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第48条 個人の市民税の納税義務者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第41条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

_____ 当該納税者の未納に係る徴収金に充当する

義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第48条 個人の市民税の納税義務者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には _____、特別徴収の方法により _____ 徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により _____ 徴収されないこととなった日以後において到来する第41条第1項の納期がある場合には _____ それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には _____ 直ちに、普通徴収の方法により _____ 徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により _____ 変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入すること

_____。
 (公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第48条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額_____

_____の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第45条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第48条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) [略]

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第41条第1項の納期のうち当該年度の初日からそ

を委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第48条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には_____

_____, 当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第48条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第45条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には_____、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第48条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する_____。

(1) [略]

(2) 特別徴収の方法により_____徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第41条第1項の納期のうち当該年度の初日からそ

の日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第48条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第41条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

_____当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する_____。

の日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第48条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第41条第1項の納期がある場合には_____そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には_____直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

<p>附 則 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>附 則 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>
<p>3 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第37条の3の2 [略]</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第37条の3の2 [略]</p> <p><u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p>

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 表1の項の改正部分の規定 令和5年7月1日

(2) 表2の項の改正部分並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（この条例による改正後の一関市市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 表3の項の改正部分及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の一関市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第37条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき一関市市税条例第37条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第79条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第 44 号 参考資料

一関市市税条例の改正概要

要旨	<p>【個人市民税】 個人市民税の給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化、森林環境税の創設に伴う賦課徴収方法の規定の整備など</p> <p>【軽自動車税】 種別割の税率に係る特定小型原動機付自転車の規定の整備など</p>			
一関市市税条例の一部改正				
項	税目	条項 (改正前)	改正理由・内容	施行期日
1	軽自動車税	第 79 条 (種別割の税率)	道路交通法 (昭和35年法律第105号) 及び道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) の改正 (令和 5 年 7 月 1 日施行) により新設された、電動キックボードを主な対象とする特定小型原動機付自転車の軽自動車税 (種別割) の税額について、地方税法施行規則の改正により現行の原動機付自転車と同様に 2,000円とすることとされたことに伴い、原動機付自転車の 3 輪以上のものの区分から特定小型原動機付自転車を除くよう規定を改めるもの	令和 5 年 7 月 1 日
2	市民税	第35条の 9 (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)	令和 6 年度から課税される森林環境税 (国税) の創設に係る地方税法の改正に伴い、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除について、規定を整理するもの	令和 6 年 1 月 1 日
		第39条 (個人の市民税の徴収の方法)	森林環境税の創設に伴い、森林環境税は個人の市民税の均等割と併せて賦課徴収することとする規定を整備するほか、文言を整理するもの併せて、見出しの文言を整理するもの	
		第42条 (個人の市民税の納税通知書)	森林環境税の創設に伴い、納税通知書に記載する各納期の納付額について、市民税、県民税及び森林環境税額の合算額を納期の数で除して得た額とするほか、文言を整理するもの	
		第45条 (給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)	森林環境税の創設に伴い、給与所得者に係る特別徴収の方法により徴収する所得割額及び均等割額に森林環境税額を含むことを規定するほか、文言を整理するもの	
		第48条 (給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)	給与所得に係る特別徴収税額について、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合は、普通徴収税額への繰入れ (普通徴収への徴収方法の変更)	

		<p>が行われる。この場合において、既に納入済の特別徴収税額が変更された特別徴収税額を超えるときは、超過額は納税者に直接還付しなければならない。また、未納の徴収金があるときは充当することができる。</p> <p>国税である森林環境税が創設され、その賦課徴収を市町村が行うことに伴い、地方税の還付、充当等については、還付金等の充当の特例規定（地方税法第17条の2の2）が新設（令和6年1月1日施行）され、市町村が徴収した個人住民税及び森林環境税に係る過誤納金については、還付を受けるべき者が当該市町村長に対し、市町村徴収関係過誤納金として市町村未納徴収金等に納付納入することを委託したものとみなされることとなったため、規定を整理するもの併せて、文言を整理するもの</p>
	第48条の2（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）	森林環境税の創設に伴い、公的年金等に係る特別徴収の方法により徴収する所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含むことを規定するほか、文言を整理するもの
	第48条の6（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）	年金所得について、特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合は、普通徴収税額への繰入れ（普通徴収への徴収方法の変更）が行われる。森林環境税の創設等に伴い、過誤納金があった場合については給与所得に係るものと同様に市町村徴収関係過誤納金として市町村未納徴収金等に納付納入することを委託したものとみなされることとなったため、規定を整理するもの併せて、文言を整理するもの
軽自動車税	附則第15条の2（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）	自動車メーカーの不正行為により生じた環境性能割の納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定（附則第15条の2第3項）について、地方税法の改正により、納付不足額を徴収する際に加算する金額が10%を乗じた額から35%を乗じた額に引き上げられたことから、規定を改めるもの
	附則第16条の2（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）	自動車メーカーの不正行為により生じた種別割の納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定（附則第16条の2第2項）について、地方税法の改正により、納付不足額を徴収する際に加算する金額が10%を乗じた額から35%を乗じた額に引き上げられたことから、規定を改めるもの

3	市民税	第37条の3の2（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）	<p>地方税法の改正に伴い、給与所得者の扶養親族等申告書について給与支払者を經由して提出する場合において、申告書に記載すべき事項がその年の前年に提出した申告書に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は当該申告書に記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出することができるよう規定を追加するもの</p> <p>併せて、引用条項を整理するもの</p>	令和7年1月1日
---	-----	-----------------------------------	--	----------

議案第45号

一関市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び一関市産業用地の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について

一関市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び一関市産業用地の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月13日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び一関市産業用地の貸付けに関する条例の一部を改正する条例
(一関市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正)

第1条 一関市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成17年一関市条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(財産の無償貸付又は減額貸付) 第4条 [略] 2 [略] 3 第1項の規定による場合を除くほか、市立学校の用に供する財産の用途を廃止した普通財産（以下この項及び第8条において「閉校校舎等」という。）は、法人その他の団体又は個人（以下この項において「法人等」という。）において、雇用の創出、産業の振興、福祉の増進、人材の育成その他の地域の活性化に資するもの _____として市長が認める事業（閉校校舎等のうち土地のみを利用して行うものを除く。）に供するときは、法人等にこれを時価よりも低い価額で貸し付けることができる。	(財産の無償貸付又は減額貸付) 第4条 [略] 2 [略] 3 第1項の規定による場合を除くほか、市立学校の用に供する財産の用途を廃止した普通財産（_____第8条において「閉校校舎等」という。）は、法人その他の団体又は個人（以下この項において「法人等」という。）において、雇用の創出、産業の振興、福祉の増進、人材の育成その他の地域の活性化に資する事業（工場、事業所等の立地を目的とした事業を除く。）として市長が認めるもの _____に供するときは、法人等にこれを時価よりも低い価額で貸し付けることができる。 4 第1項及び前項の規定による場合を除くほか、工場、事業所等の立地を目的として市立学校、市立幼稚園その他これに準ずるものの用に供する財産の用途を廃止した普通財産を貸し付けるときは、一関市産

業用地の貸付けに関する条例（平成22年一関市条例第6号）の定めるところにより、これを時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（一関市産業用地の貸付けに関する条例の一部改正）

第2条 一関市産業用地の貸付けに関する条例（平成22年一関市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 市が所有する産業用地_____の貸付けについては、この条例の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「産業用地」とは、市が工場、事業所等（以下「工場等」という。）の立地を目的に分譲する土地をいう。</p> <p>（貸付け）</p> <p>第3条 市長は、産業集積及び経済の活性化を図るため特に必要があると認めるときは、<u>産業用地</u>に工場等を設置しようとする者（以下「工場等設置者」という。）に対し、<u>当該産業用地</u>を貸し付けることができる。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 市が所有する産業用地<u>又は学校跡地等活用産業用地</u>（以下「産業用地等」という。）の貸付けについては、この条例の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「産業用地」とは、市が工場、事業所等（以下「工場等」という。）の立地を目的に分譲する土地をいう。</p> <p><u>2 この条例において「学校跡地等活用産業用地」とは、一関市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成17年一関市条例第51号）第4条第4項に規定する工場、事業所等の立地を目的として市立学校、市立幼稚園その他これに準ずるものの用に供する財産の用途を廃止した普通財産（土地及び建物をいい、これに附属する工作物等を含む。）をいう。</u></p> <p>（貸付け）</p> <p>第3条 市長は、産業集積及び経済の活性化を図るため特に必要があると認めるときは、<u>産業用地等</u>に工場等を設置しようとする者_____に対し、<u>当該産業用地等</u>を貸し付けることができる。</p>

(貸付料)
第5条 貸付料は、産業用地の 分譲価格により _____
_____ 算定するものとする。

(契約保証金)
第6条 工場等設置者は、産業用地の貸付けを受ける場合は、契約保証金を納めなければならない。
2 契約保証金の額は、貸付時の貸付料の3箇年分とする。

(貸付期間)
第7条 貸付期間は、10年以上20年以内とする。

(委任)
第8条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、一関市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例又は一関市産業用地の貸付けに関する条例（以下「旧産業用地条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（旧産業用地条例第7条の規定による貸付期間に関するものを除く。）は、それぞれこの条例による改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(貸付料)
第5条 貸付料は、産業用地にあつては分譲価格により、学校跡地等活用産業用地にあつては時価を考慮して規則で定める価額により算定するものとする。

(貸付期間)
第6条 貸付期間は、5年以上30年未満とする。

(委任)
第7条 [略]

議案第46号

一 関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月13日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一関市国民健康保険税条例（平成20年一関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 [略]</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 [略]</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を</p>

超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

2 [略]

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者

超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

2 [略]

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者

等をいう。第22条の2 _____において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第22条の2 [略]

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。) その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類 _____を提示しなければならない。

附 則

1～6 [略]

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同項 _____中「法第703条の

等をいう。第22条の2第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第22条の2 [略]

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。) 又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。) _____を提示しなければならない。

附 則

1～6 [略]

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条 _____の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の

5 第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この

5 第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この

項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

10 [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあ

項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

10 [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあ

るのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

るのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

15・16 [略]

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以

15・16 [略]

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以

下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

19・20 [略]

別表第2 (第6条、第7条、第7条の2関係)

後期高齢者支援金分の税率等

項目			税率等
第6条	所得割	税率	2.85%
[略]			

別表第4 (第21条関係)

基礎課税額分の軽減額

項目			軽減額
[略]			
5割軽減	第21条第1項第2号ア	世帯の所得額が430,000円+被保険者数×285,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	9,900円
	第21条第1項第2号イ	世帯の所得額が430,000円+被保険者数×285,000円以	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,150円

下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

19・20 [略]

別表第2 (第6条、第7条、第7条の2関係)

後期高齢者支援金分の税率等

項目			税率等
第6条	所得割	税率	2.82%
[略]			

別表第4 (第21条関係)

基礎課税額分の軽減額

項目			軽減額
[略]			
5割軽減	第21条第1項第2号ア	世帯の所得額が430,000円+被保険者数×290,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	9,900円
	第21条第1項第2号イ	世帯の所得額が430,000円+被保険者数×290,000円以	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,150円

		下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯	5,075円
			特定継続世帯	7,612円
2割軽減	第21条第1項第3号ア	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×520,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		3,960円
	第21条第1項第3号イ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×520,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,060円
			特定世帯	2,030円
			特定継続世帯	3,045円

備考 [略]

別表第5（第21条関係）

後期高齢者支援金分の軽減額

項目		軽減額		
[略]				
5割軽減	第21条第1項第2号ウ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×285,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,550円	
	第21条第1項第2号エ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×285,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,700円
			特定世帯	1,850円
			特定継続世帯	2,775円
2割軽減	第21条第1項第3	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×520,000円以下の世帯1人当		1,420円

		下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯	5,075円
			特定継続世帯	7,612円
2割軽減	第21条第1項第3号ア	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×535,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		3,960円
	第21条第1項第3号イ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×535,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,060円
			特定世帯	2,030円
			特定継続世帯	3,045円

備考 [略]

別表第5（第21条関係）

後期高齢者支援金分の軽減額

項目		軽減額		
[略]				
5割軽減	第21条第1項第2号ウ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×290,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,550円	
	第21条第1項第2号エ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×290,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,700円
			特定世帯	1,850円
			特定継続世帯	2,775円
2割軽減	第21条第1項第3	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×535,000円以下の世帯1人当		1,420円

号ウ	たりの均等割の軽減額		
第21条第 1項第3 号エ	世帯の所得額が 430,000円+被保険 者数×520,000円以 下の世帯1世帯当 たりの平等割の軽 減額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	1,480円
		特定世帯	740円
		特定継続世帯	1,110円

別表第6（第21条関係）

介護納付金分の軽減額

項目		軽減額	
[略]			
5割 軽減	第21条第 1項第2 号オ	世帯の所得額が430,000円+被保険 者数× <u>285,000円</u> 以下の世帯1人当 たりの均等割の軽減額	3,850円
	第21条第 1項第2 号カ	世帯の所得額が430,000円+被保険 者数× <u>285,000円</u> 以下の世帯1世帯 当たりの平等割の軽減額	2,900円
2割 軽減	第21条第 1項第3 号オ	世帯の所得額が430,000円+被保険 者数× <u>520,000円</u> 以下の世帯1人当 たりの均等割の軽減額	1,540円
	第21条第 1項第3 号カ	世帯の所得額が430,000円+被保険 者数× <u>520,000円</u> 以下の世帯1世帯 当たりの平等割の軽減額	1,160円

号ウ	たりの均等割の軽減額		
第21条第 1項第3 号エ	世帯の所得額が 430,000円+被保険 者数×535,000円以 下の世帯1世帯当 たりの平等割の軽 減額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	1,480円
		特定世帯	740円
		特定継続世帯	1,110円

別表第6（第21条関係）

介護納付金分の軽減額

項目		軽減額	
[略]			
5割 軽減	第21条第 1項第2 号オ	世帯の所得額が430,000円+被保険 者数× <u>290,000円</u> 以下の世帯1人当 たりの均等割の軽減額	3,850円
	第21条第 1項第2 号カ	世帯の所得額が430,000円+被保険 者数× <u>290,000円</u> 以下の世帯1世帯 当たりの平等割の軽減額	2,900円
2割 軽減	第21条第 1項第3 号オ	世帯の所得額が430,000円+被保険 者数× <u>535,000円</u> 以下の世帯1人当 たりの均等割の軽減額	1,540円
	第21条第 1項第3 号カ	世帯の所得額が430,000円+被保険 者数× <u>535,000円</u> 以下の世帯1世帯 当たりの平等割の軽減額	1,160円

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の一関市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第47号

一関市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

一関市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月13日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市火災予防条例の一部を改正する条例

一関市火災予防条例（平成18年一関市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車</u>をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう</p> <hr/> <p>。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部の</u></p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて_____充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>次に掲げるものにあつては</u></p>

ないものに面するときは、この限りでない。

(2) その筐体は、不燃性の金属材料で造ること。

(3)～(5) [略]

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が _____ 外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) [略]

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずる _____ こと。

(12) 自動車等 _____ の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) [略]

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池 _____ について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ [略]

_____、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

(2) その筐体は、不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

(3)～(5) [略]

(6) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) [略]

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタ _____ について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) [略]

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ [略]

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電

(17)・(18) [略]

2 [略]

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)に適合するものとしなければならない。

2 [略]

(喫煙等)

第23条 [略]

2 [略]

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。

4 第1項の消防署長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) [略]

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置 (併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。)

池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

(18)・(19) [略]

2 [略]

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。)に適合するものとしなければならない。

2 [略]

(喫煙等)

第23条 [略]

2 [略]

3 第1項の消防署長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) [略]

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置 (健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。)

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 [略]

別表第7（第23条関係）

表示の種類	図記号	色
<u>禁煙である旨の表示</u>		<u>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</u>
<u>火気厳禁である旨の表示</u>		<u>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</u>
<u>喫煙所である旨の表示</u>		<u>記号は黒、地は白</u>

備考 改正部分は下線部分である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 [略]

別表第7 削除

(経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の一関市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は、設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。